

平成 27 年度第 1 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 27 年 8 月 4 日(水) 午前 10 時～午前 11 時 10 分
開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室
出席状況 出席委員 14 名、欠席委員 5 名
傍聴者 14 名 ※1 名途中入室
案 件 第 74 号議案 北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について
第 75 号議案 北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について
第 76 号議案 北部大阪都市計画地区計画の決定（高槻市決定）について
その他 報告事項 2 案件

開会

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今から、平成 27 年度第 1 回高槻市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、濱田市長よりご挨拶を申し上げます。

【市長】

皆さん、おはようございます。平成 27 年度 第 1 回 高槻市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、公私、何かとお忙しい中、本日の審議会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、この度は、都市計画審議会委員をお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、私は先の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご信任を賜り、第 21 代高槻市長として、引き続き高槻市政の重責を担わせていただくことになりました。

私はこれまでの 4 年間、新名神高速道路をはじめ、関連するアクセス道路整備や富田芝生線などの都市計画道路の整備、また、JR 高槻駅北東地区における都市開発事業の促進など、各種の都市計画に基づき、基盤整備を進めてまいりました。

二期目となるこれからの 4 年間におきましても「みらい・創生」をキーワードに、新名神高速道路高槻インターチェンジを活かしたまちづくりや、安満遺跡公園を中心としたまちづくりなど、本市の将来を担う重要な都市基盤整備を、積極的に進めてまいりたいと考えております。引き続き、本都市計画審議会のご意見も賜りながら、鋭意、取り組んでまいりますので、委員の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は安満遺跡公園のアクセス道路に関する都市計画変更や、日吉台四番町の地区計画の決定など、3 件のご審議をお願いいたしております。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

<会長の選出及び会長代理の指名>

【会長】

それでは、早速でございますが、議事の方に入りたいと思います。

議事に入る前に、傍聴の方が、13名と非常に多くの方が関心を持っておられるということでございますけれども、本日の議事内容につきましては、公開することに不相当であるというものは認められない、というふうに考えてございますので、傍聴を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

傍聴の方は入っていただくようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

<傍聴者入室>

それでは議事の方に入っていきたいと思います。

まずは最初の案件でございますが、第74号議案「北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について」を議題とさせていただきたいと思います。

事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

第74号議案 北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について

【事務局】

それでは、第74号議案の「北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について」お手元の資料に基づき説明させていただきます。資料は議案書と別冊の審議会資料の2種類でございます。

まず議案書の74-1ページをご覧ください。本ページは市から本審議会への付議依頼文となっております。次に74-2ページをお願いします。今回の都市計画道路の変更の理由といたしましては、平成31年度に1次開園予定の安満遺跡公園へのアクセス道路を確保するとともに、広域避難地となる公園への避難路を合わせて確保するため、都市計画道路高槻駅松原線のルート変更を行い、終点及び一部区間の幅員変更並びに一部区間の廃止を行います。また、終点の変更に伴い名称を高槻駅高垣線に変更するものでございます。

続いて、都市計画審議会資料につきましては、前方のスクリーンでご説明いたしますのでご覧ください。

まず、「1 都市計画案の内容」ですが、こちらは、「1-1 北部大阪都市計画道路の総括図」で、赤色の線で示す区域が今回変更し、計画決定しようとする区域になります。

また、青色の線で示す区域が変更前の区域となります。

「1-2 計画内容」につきましては、種別が幹線道路。名称を高槻駅高垣線。位置を紺屋町地内から高垣町地内。延長は約1,750メートル。車線数は2車線。幅員は、14～18メートルでございます。

標準断面につきましては、図に示すとおりで、車道3メートル、自転車通行空間1.5メートル、

歩道 3 メートルの全幅 15 メートルの幅員構成とし、交差点部においては右折レーンの 3 メートルを含め、全幅 18 メートルの幅員構成でございます。

新旧の都市計画内容につきましては、図に示すとおりでございます。ルートにつきましては、従来は、青の点線で示す、八丁西町交差点を経て、松原町付近で国道 171 号へ抜ける予定でしたが、その内の、青の実線で示す、八丁西町交差点から終点まで、約 520 メートルの区間を廃止します。

これに替え、赤の実線で示す、八丁西町交差点から高垣町に至る 990 メートルを位置付けし、全体としましては、約 1,750 メートルとなります。

「2 都市計画変更に関する手続き」としましては、平成 26 年 6 月から 9 月にかけて、都市計画法に基づく説明会および都市計画案の公告・縦覧を行いました。

その後、平成 26 年 10 月に関西電力が高圧鉄塔除却の方針を決定したことを踏まえ、八丁西町交差点付近の道路線形について見直しを行い、その道路線形について同年 12 月から翌平成 27 年の 3 月にかけて同様に都市計画法に基づく説明会および都市計画案の公告・縦覧を行いました。

道路線形の見直しにつきましては、交差点の安全性向上や経済性等の観点から、道路線形を変更しております。

「2-2 説明会」につきましては、道路線形の見直し前と同様に見直し後についても、都市計画法および周辺自治会からの要望等に基づく説明会を行っております。

次に、「2-3 都市計画案の公告・縦覧」については、道路線形見直し前と後で、いずれも 2 週間実施し、見直し前 23 通、見直し後 27 通の意見書が提出されております。

「3 説明会及び縦覧案に対する主な意見」ですが、道路線形見直し前の意見として、まず、道路幅員に関する意見につきましては、1 の「現在の都市計画では、当該区間の道路幅員は 12 メートルであるが、なぜ標準幅員を 15 メートルに変更するのか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、幅員は、高槻市道路法施行条例に基づき、高槻市地域防災計画を踏まえ、標準道路幅員を 15 メートルとしております。

次に、道路線形に関する意見については、2 の「現在の都市計画道路のルートを変更する理由は何か。」このご意見に対する市の見解といたしましては、防災拠点となる安満遺跡公園の整備にあわせ、東西二方向からのアクセスを確保するとともに、市中心部の交通ネットワークの強化等を図るため、ルートを変更するものです。

3 の「八丁西町交差点の東側では、計画案より北側に府営住宅の用地があるのに、なぜ、もっと北側に道路線形を振るように計画しないのか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、関西電力の鉄塔等の周辺建物の状況、経済性、事業スケジュールなどの事業の実現性、交通の安全性など、総合的に判断し、道路線形を計画しております。

都市計画変更の時期に関する意見につきましては、4 の「平成 22 年に府営住宅建設の協議時点で、なぜ、将来の道路計画を考えて、建物位置を現在より北側にセットバックするように大阪府と協議しなかったのか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、当該敷地での府営住宅建設協議時点で、安満遺跡公園に関する具体的な計画がなかったため、都市計画道路の変更を行うに至らなかったものです。

都市計画手続きに関する意見につきましては、5 の「都市計画の案は、もう決定したのか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、現在、本都市計画の案は、都市計画決定に向けて、

必要な手続き等を進めている段階でございます。

6の「今回の説明会で意見を言える機会は終わりか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、都市計画案の縦覧時に、意見書を提出することが可能でございます。

7の「説明会での意見や提出した意見書は、どのように扱うのか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、いただいたご意見と意見に対する市の考え方を付して、都市計画審議会で審議していただくこととなります。としております。

道路線形見直し後の意見として、まず、道路幅員に関する意見につきましては、1の「現在の都市計画では、当該区間の道路幅員は12メートルであるが、なぜ標準幅員を15メートルに変更するのか。」このご意見につきましては、道路線形見直し前にいただいた、ご意見と同様ですので、市の見解は省略させていただきます。

2の「八丁西町交差点の東側での、右折レーンの必要性及び右折レーンの滞留長はどれくらいの長さか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、交差点での交通を円滑に処理するために、高槻市道路法施行条例に基づき、右折レーンを設置するものです。また、右折レーンの長さは、交通量推計結果等から、30メートルとしております。

3の「歩道幅員を3メートルに決定した根拠は何か。」このご意見に対する市の見解といたしましては、国が定めている道路構造令を参酌して定めた高槻市道路法施行条例に基づき、歩道幅員を3メートルとしております。

4の「公園へのアクセスとして北側の歩道、自転車通行空間は必要であると思うが、南側歩道、自転車通行空間の幅員は狭くできるのではないか。」このご意見に対する市の見解といたしましては、安全性、快適性、バリアフリーはもとより、歩道、自転車通行空間の連続性や将来の様々な土地利用を考慮して、両側に同幅員の歩道、自転車通行空間が必要と判断しております。

道路線形に関する意見につきましては、5の「なぜ、現在の都市計画道路のルートを変更するのか。」このご意見につきましては、道路線形見直し前にいただいた、ご意見と同様ですので、市の見解は省略させていただきます。

6の「八丁西町交差点から高垣町までの全線に渡って北側拡幅で計画している根拠は何か。」このご意見に対する市の見解といたしましては、現在の京大農場内道路と阪急電車の高架下付近については、複数の道路が変則的に交差しており交通安全上の課題があることから、農場内道路を東側に付け替えることとしました。その他の道路については、主道路に直角交差することで安全性を高めるため、経済性や事業実現性を考慮して、既設水路や阪急電鉄用地などを基準に安満遺跡公園側に拡幅するように道路線形を計画しております。

7、8では、「北側に道路線形を振れないのか」といった意見と、反対に「さらに南側に道路線形を振れないのか」といった双方の方々のご意見がございました。

これらの意見に対する市の見解として、関西電力の鉄塔除却の方針を踏まえ、安全性や経済性等の観点から計画しております。

都市計画変更の時期に関する意見につきましては、9の「平成22年に府営住宅建設の協議時点で、なぜ、将来の道路計画を考えて、建物位置を現在より北側にセットバックするように大阪府と協議しなかったのか。道路計画線の上に避けるべき建物を自ら作り出した高槻市には重大な過失がある。その代償を沿道住民に負わず道路線形の都市計画変更は、到底容認できるものではない。」といった厳しい意見がありました。

このご意見につきましては、道路線形見直し前にいただいた、ご意見と同様ではありますが、このご意見に対しましては、もう少し詳しく説明させていただきます。

当該、府営住宅に関しましては、本市の「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、平成 19 年 1 月に大阪府から「開発事業事前協議申出書」が提出されました。その後、関係課との協議を経て、平成 22 年 4 月に府と市で覚書を締結し、府営住宅の建設工事に着手され、平成 24 年 7 月に完成しております。一方、安満遺跡公園につきましては、平成 24 年 3 月議会において、関連議案のご議決をいただき、整備を進めているところでございます。

このようなことから、府営住宅の建設時点で当該道路の都市計画変更を行うに至る具体的な公園計画がございませんでした。よって、現在の都市計画及び法・条例を踏まえた内容で、府営住宅が建設されたものでございます。

こういった内容は、市民の皆様には、ご理解いただきにくい部分もございますが、我々としては、ご理解いただける様に引き続き丁寧に進めてまいります。

次に、都市計画手続きに関する意見につきましては、10 の「今回の説明会で意見を言える機会は終わりか。また、説明会での意見や提出した意見書は、どのように取り扱うのか。」このご意見につきましては、道路線形見直し前にいただいた、ご意見と同様ですので、市の見解は省略させていただきます。

11 の「道路線形見直し前に提出した意見書はどのように取り扱うのか。」これらの意見に対する市の見解として、道路線形見直し前の意見書は、今回の意見書と同様に、意見書に対する市の考え方を付して、都市計画審議会で審議していただくもの、としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】

はいご説明ありがとうございました。ではこれから皆さんと質疑に入りたいと思います。本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

【A委員】

前回の審議会でお二人の委員からご発言がありましたが、道路幅が当初の 12 メートルから右折レーンも含めると 18 メートルに広げられた事に対し、地元の皆様から本当に多くの懸念と厳しい反対の声が出ております。関電の鉄塔がなくなることで北側に線形が移動しましたが、まだ納得出来ないとの声が出ているというご発言もありました。会長からそれらの発言もふまえて、計画を作って住民の皆様にご丁寧に説明をして欲しいと言う要望もありました。

その点につきまして少しお聞きしたいのですが、それを踏まえて今回、この計画を出されて説明会もされましたが、資料をみるとやはり多くの反対・懸念する意見が出ております。どうしてこの時期に都市計画決定をされようとするのか、その点をお聞きします。

そして住民の皆様への説明についてですが、配布されている住民説明会での回答によると、通過交通量予測は 1 日 3,000 台から 4,000 台とのことでした。市議会でこの数字が議論になりました。平成 17 年の調査結果に基づいていると、そこでは答弁されています。そして、これが一番新しい数字とのことでした。交通量の調査は、次はいつ行われるのか、お聞きします。

また右折レーンの設置についてですが、八丁西町交差点の渋滞は、右折レーンを設置すること

で何メートル程度緩和されると見込んでおられるのかということと、右折レーンを設置しないとすれば、あの交差点はどういう状況が予想されるのか、どのように考えておられるのか、その点をお聞きます。

【事務局】

ご質問にお答えします。都市計画審議会の付議時期に関するお尋ねですが、本都市計画道路は、平成31年度に一次開園予定の安満遺跡公園にあわせて整備するため、今回の都市計画審議会に付議するものでございます。

2点目につきましては、道路交通センサスは、国が5年毎に実施されており、次は、今年度に予定されております。

右折レーンに関するお尋ねですが、右折レーンについては、右折車両が1台でも停車すると左折、直進車両の妨げとなり、交通渋滞や、追突事故等が発生する原因となることから、右折車両が相当数見込まれる交差点では、高槻市道路法施行条例等に基づき、右折レーンを設置するものです。以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございます。はい、続けてお願いいたします。

【A委員】

公園の開設時期との関係でリミットが迫っているということと、防災上の意義もあり、渋滞や安全上の意義もあるとお話でしたが、説明会や意見書への市の回答を読ませていただきますと、ここでも条例に基づいてですとか、自転車まちづくりの計画があるからですとか、そして安全性・経済性での回答がほとんどです。条例や計画に基づくのは行政として、これは至極当然のことと思うのですが、具体的な情報やデータを示しながらお話し合いをしていくことも必要だと思うのです。様々な情報やデータを住民の皆さんと共有して、対話をしていく、そして可能な限り必要な対策をとっていかなくてはならないというふうに思っています。その点の努力はいかがでしょうか。

それは仮に計画が決定されて以降もそうあるべきと思うのですか、その点はどうでしょうか。

【事務局】

事業実施に当たりましては、地域の方々や地権者のご理解、ご協力が必要不可欠であると考えております。そのため、これまでもそうですが、今後においても、担当する全ての職員が同じ気持ちで、住民の皆様と十分にコミュニケーションをとりながら、丁寧に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

【A委員】

是非、対話を大事にしていきたいことをお願いしておきます。十分なコミュニケーションとの答えがありました。その中身も十分住民の皆さんの気持ちに沿ったものにして、対話をしていただきたいと思います。

もう1点あります。今回の計画変更で北側の歩道と府営住宅のバルコニーまでの距離が30センチメートルになった。そのことに対して大変な懸念の声が出ています。これは住んでいる方の立場からすると当然の意見です。

30センチメートルとのことですが、私も現場を見せていただきましたが、実際生活されている部屋までの距離、まさに至近距離なんです。これは非常に深刻だという痛感したんです。大阪府とその高槻市は、府営住宅の皆さんの要望に応えるための対策について、具体的にどのような協議をされているのでしょうか。早く具体的な解決案を示して、それに基づいて住民の皆さんと協議する必要があると思うのですが、その点はどのようにされるのでしょうか。

【事務局】

府営住宅の住民の皆さんには、道路が建物に近接することにより、騒音や振動、粉塵対策、プライバシー確保などの課題があることについて、説明会においても、具体的に説明しております。

現在、本市において、その内容について、調査、検討しており、今後は、大阪府並びに住民の皆様にご理解いただけるように適時適切に説明してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

【A委員】

最後になりますが、対策についてはこれからということと思いますが、この件も早く解決案を示して、最善の解決策を実施できるように是非話し合いを続けて欲しいと思います。

その点を最後に強く要望をして終わります。

【会長】

どうもありがとうございます。

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。はい、お願いします。

【B委員】

私も全体的には丁寧に進めていただきたいなというふうに感じております。その中で先ほどのご説明の中でご意見がありましたけれども、自転車の通行空間についてお聞きしたいと思います。

ご意見の中では必要性を感じるけれども幅員が確保できないというような部分がありましたけれども、高槻市としてここに自転車の走行空間が必要であるという見解をもう少し詳しくお聞かせいただければなと思います。

【事務局】

自転車通行空間の必要性について、お答えいたします。

本市の通勤・通学時の自転車利用率は、約28%で全国の政令指定都市及び中核市の中で第4位であり、全国的にも非常に高い利用状況であります。また、市内の全交通事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向であり、全国や大阪府と比べて高い割合であります。

また、国の事故分析データから、自転車関連事故の多くは、交差点での事故であり、操作ミスより認知ミスによる事故が多いことが分かっており、歩道を走行する自転車は、車道走行よりも

クルマから認知しにくく、事故件数もはるかに多い状況です。

さらに、昨年、本市が実施した市民アンケート調査においても、3,000 を超える回答をいただき、歩行者の多くは、自転車に危険を感じており、約6割の方が歩行者と自転車を分離する必要がある、また8割近い方が連続した自転車通行空間整備を求め、と回答されていることから、市民の自転車通行環境への関心が高まっていると感じております。

【B委員】

ご答弁いただきまして、必要性は私も大事なことであると感じております。

ご答弁にもありましたとおり、交通事故件数が減少中での自転車の事故割合が増加傾向にあると、また、大きな事故の中で大きな負担とか保障とかいろいろな課題が出てきております。自転車の安全に関することについても関心が高まっているのではないかなと感じておりますけれども、この中で6月からは大阪府警の取り締まりも強化されましたし、10月からは高槻市の「高槻市自転車安全利用条例」も施行されるという環境もありますし、この辺の周知をしっかりと図っていただきたいなと思います。

この道路の位置付けがどういう位置付けなのか。法的な位置付けですね。お聞きする中では、大阪府内初めての自転車走行空間、専用のものと聞いているのですが、その位置付けをもう少しお聞かせいただきたいのと、周知であるとか、安全に向けての見解をお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】

平成24年には、国土交通省と警察庁で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が発出されるなど、近年の自転車利用を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。このような状況を踏まえ、本市においては本年3月に「高槻市自転車安全利用条例」と併せて「たかつき自転車まちづくり向上計画」の策定を行い、今後、新たに整備する道路については、自転車の専用空間を整備する考え方を示しており、当該都市計画道路におきましては、大阪府下で初の「自転車専用通行帯」として、法的な位置付けがある整備を行うべく、大阪府警と事前の協議を終えております。

今後の道路整備においては、歩行者、自転車、クルマのそれぞれが平等に道路空間を利用できることが重要であり、本市の重要な交通政策の一つであると考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

【B委員】

ご答弁いただきまして、私も大切だと思いますのは、やはり安全走行に向けての意識付けだと思いますし、事故をなくすという取組も非常に大事だと思っております。

ただ、地域、現場では、安全確保の取組は大事けれども、ルールが分かりませんねんという声もたくさんありまして、やはり周知の大切さであったり、啓発であったりですね、また表示なんかも分かりやすく地域的に景観を考えながら取り組んでいただきたいなと思いますので、この件も含めてよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。他にご意見・ご質問ございますでしょうか。

今、お二方の委員の方から、住民の皆さん、市民の皆さんと十分なコミュニケーションをとりながら事業を進めて行く際にですね、きちんとそういう対応をして欲しいという話。それから、これも事業を進めていく際にとの話ですが、府営住宅がありますので、大阪府と高槻市の中できちんと協議していきましょう、という話。そして3点目に、自転車の走行空間を今回作るという事で、それについての周知をきちんとやりましょうというお話をいただきました。

基本的には、今回提案いただいております道路の計画の内容については基本的に認めていって、それをどういうふうに進めていくかということについてのご意見をお伺いした。というふうにご考えてございます。

従いまして、今回の74号の議案につきまして原案のとおり承認をさせていただいて、その内容について事業の進め方については、更に市の中でも住民の皆さん、それから市民の皆さんへ啓発するとのことで事業を進めていくことをお願いしたいとのことで承認をしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

それではこの案件につきましては原案どおり承認をする旨、答申させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

第75号議案 北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について

【会長】

続きまして、次の議案に移りたいと思えます。

第75号議案「北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、本日、二つ目の付議案件でございます第75号議案「北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について」、ご説明いたします。

本日の資料は、お手元でございます、議案書と、別冊の審議会資料のそれぞれ75-1ページからの2種類でございます。

議案説明につきましては、前方のスクリーンにてご説明させていただきます。

本議案の安満遺跡公園については、昨年11月の都市計画審議会において、ご審議いただき、都市計画決定しておりますが、先ほどの議案第74号都市計画道路の変更に伴い、公園計画区域の一部を、微修正するものでございます。

それでは、ご説明いたします。

はじめに、変更の理由といたしましては、都市計画道路高槻駅松原線の計画変更にあわせて、安満遺跡公園の計画区域の一部を変更するものです。

次に、北部大阪都市計画公園の総括図でございます。赤の線で示す区域が、安満遺跡公園の区域 約 20.9 ヘクタールでございます。

次に、計画図の新旧対照図でございます。変更の箇所は、画面左下の部分でございます。

こちらは、区域の変更箇所の拡大図でございます。黄色が変更前、赤色が変更後を表しており、都市計画道路の線形の見直しにあわせて、ご覧のように、公園区域の一部を微修正するものです。

最後に、都市計画変更に係る取組状況をご説明いたします。

手続きの流れですが、都市計画素案の作成後、昨年 12 月に説明会を行い、本年 3 月には、都市計画案の公告・縦覧と、案に対する意見書の提出期間を経て、本日の都市計画審議会を迎えております。

なお、説明会や公告・縦覧の期間において、本公園の都市計画案に対するご意見は、ございませんでした。

以上で、第 75 号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。

本件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

特にないようでしたら、第 75 号議案につきましては、原案のとおり承認したいと思いますが、ご異議はございませんか。

<異議なしの声>

【会長】

異議なしということですので、原案のとおり承認する旨、答申させていただきます。

ありがとうございました。

第 76 号議案 北部大阪都市計画地区計画の決定（高槻市決定）について

【会長】

それでは、次の案件に移りたいと思います。第 76 号議案「北部大阪都市計画地区計画の決定（高槻市決定）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「第 76 号議案北部大阪都市計画地区計画の決定（高槻市決定）について」を説明いたします。

本件につきましては、事前にお配りしております議案書と別冊の審議会資料のそれぞれ 76-1 ペ

ージからでございます。それでは、スクリーンを用いて説明を行いますので、前方をご覧ください。

まず、今回地区計画を定めます日吉台地区を含む地域の概要を説明いたします。

こちらは高槻市の都市計画図でございますが、日吉台を含む地域は、概ねこの辺りとなり、今回対象となる日吉台四番町地区は、こちらの赤色で囲った地区となります。当該地域を含む、図中黄緑色の地区につきましては、第一種中高層住居専用地域に指定されており、その周辺濃い緑色の地区は第一種低層住居専用地域として広範囲に指定されています。

これまで、地域内の第一種中高層住居専用地域に建つ国家公務員宿舍売却の際には、周辺環境と調和するよう、平成 16 年には日吉台四番町で、平成 21 年には日吉台一番町で、本市が地区計画を都市計画決定し、低層住宅地へ誘導してきました。

今回対象となる地区におきましても、財務省近畿財務局が日吉台四番町の国家公務員宿舍の売却を予定されていることから、本市が近畿財務局に対して、日吉台地区における地域のこれまでのまちづくり活動の実績への配慮を強く要望してまいりました。

その結果、近畿財務局が一定の理解を示し、地域・近畿財務局・本市の三者で当地区の土地利用のルールとして、地区計画を検討する会議を設置いたしました。

会議の概要ですが、名称を「日吉台四番町地区地区計画連絡会議」としまして、日吉台四番町地区における公務員宿舍跡地の土地利用が周辺と調和したものとなるよう、関係者が連携して地区計画を検討することを目的としており、日吉台まちづくり委員会、近畿財務局、本市の三者で三度に亘る議論を重ね、取りまとめました。

主な意見として、「地区内の一部には日常に必要な店舗など立地可能な用途に幅を持たせてもよいのではないか」「周辺と調和するよう全て低層建築物となるようにできないか」等の意見をいただいております。

それでは、これらの意見等を反映して取りまとめました「日吉台四番町地区地区計画（案）について」説明いたします。

「地区計画を定める理由」でございますが、「今回、土地利用転換が行われるにあたり、周辺のまちなみと調和した都市環境の形成を誘導し、魅力ある都市空間の創出を図るため」としております。

こちらが計画図です。図中青色の区域は、平成 16 年に都市計画決定されました「日吉台地区地区計画」の区域で、今回対象の地区は、その南側に面する赤色の区域、約 1.7 ヘクタールとなります。

対象区域の中をさらに、沿道地区として北側の市道日吉台成合線の沿道 25 メートルの地区を設定し、南側の地区につきましては低層住宅地区としまして、それぞれ建築物の用途に関する制限を設けております。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

地区計画の目標については、「周辺の住宅地景観と調和した地区の形成を図るため、地区計画により建築物等の用途、敷地、形態、意匠等の制限を行い、安全でゆとりとうるおいのある低層戸建住宅を主体とした市街地の形成を図る。」として、これまでの周辺 2 地区と同様の地区計画としております。

次に、区域の整備、開発及び保全の方針ですが、土地利用の方針としては、「区域全体として、低層住宅地にふさわしい土地利用を行い、良好な住宅地の形成」を図ることとし、地区施設の整

備方針では、「新たな道路の整備や公園又は緑地の整備等により、快適で質の高い街区の形成」を図ることとしております。

また、最後に建築物等の整備方針では低層戸建住宅を主体とするものとしております。

次に、地区整備計画について概要を説明いたします。

建築物の用途の制限として、低層住宅地区約 1.4 ヘクタールにつきましては住宅または住宅で事務所、店舗、診療所等の用途を兼ねるもののみとしております。また、沿道地区約 0.3 ヘクタールでは、これに店舗、飲食店等を加えたものとなります。

次に、建築物の敷地面積の最低限度については、両地区とも 150 平方メートルとしております。

壁面の位置の制限につきましては、北に面する境界線及び道路境界線に面する部分にあつては 1.0 メートル以上、その他の部分にあつては 0.5 メートル以上としております。

次に、建築物の高さの最高限度については、高さ 10 メートル以下及び軒の高さについても 7 メートル以下などとしております。

次に、建築物などの意匠の制限については、「建築物の屋根、外壁等の色彩は、良好な住宅地環境にふさわしい落ち着いたものとする。」とし、垣又はさくの構造については、「道路に面して塀を設置する場合は、生け垣又は透視可能なフェンスと植栽を併設したものとする。」としております。

以上が、当地区の地区整備計画の内容となります。

続きまして、都市計画手続きについて説明いたします。

今回の都市計画変更素案に関する地元説明会を平成 26 年 12 月 15 日に開催しております。

その後、平成 27 年 1 月 5 日から 1 月 19 日までの 2 週間、高槻市地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づき、土地所有者等の意見を把握するため、案の告示縦覧を行いました。さらに 2 月 16 日から 3 月 2 日までの 2 週間、都市計画法に基づき、幅広く市民等からの意見を把握するため、案の公告縦覧を行いました。

そして、本日の高槻市都市計画審議会でご審議いただくものでございます。

最後に、これら手続きにおける案に対する意見についてご説明いたします。

平成 26 年 12 月に開催した説明会は 14 名の参加があり、都市計画に係る質問や意見等はありませんでしたが、その他意見として、「地区計画の内容に加え、周辺地区で定められている日吉台建築協定も遵守してほしいとの地元要望を、開発業者に対して説明してほしい。」との意見がありました。

また、平成 27 年 1 月と 2 月にそれぞれ行いました縦覧に対する意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。本件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

よろしいですか。特にないようでしたら、第 76 号議案につきましても、原案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

異議なしということですので、原案のとおり承認する旨、答申させていただきます。
ありがとうございました。

その他

【会長】

議事次第にもございますように、本日の議案としましては、以上の3件でございます。
それでは、その他の案件があるとのことですので、そちらに移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

続いて、報告事項としまして、2件ご報告させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

報告事項は「1 高槻市立地適正化計画の検討について」、「2 都市計画道路網の見直しについて」の2件でございます。それでは、各担当よりご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

報告事項 1 高槻市立地適正化計画の検討について

【事務局】

それでは、報告事項1としまして、「高槻市立地適正化計画の検討について」ご説明いたします。

前回の平成26年11月の本審議会で、立地適正化計画の策定についてご報告させていただきましたが、本日は現在の状況について、画面にございます5項目の順にご説明させていただきます。

まず、前回もご説明させていただきました、立地適正化計画の概要についてです。立地適正化計画とは、都市全体を見渡した土地利用のマスタープランとなるもので、「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」を設定し、各々に応じた施策を位置付けようとするものです。

次に、検討の背景と目的でございます。

まず、国の方針ですが、平成26年度に都市再生特別措置法を改正され、人口減少や高齢化の進展、市街地の低密度化などを受け、都市全体の構造の見直しが必要であるとして、「市町村によるコンパクトなまちづくり」を支援するため、立地適正化計画や「都市機能集約化の支援」を法的に位置付けられたものです。

一方、本市としまして、平成23年に策定した都市計画マスタープランにおいて、「今後の都市づくりの方向性」として「集約型都市づくりの推進」を位置付けております。このように、国の方針と本市の方針は整合していることから、本市においても、持続可能な都市構造への再構築方針を示す土地利用のマスタープランとなる計画として、本年度より、立地適正化計画の策定に

取り組んでおります。

次に本計画の位置付けでございます。本計画は、都市計画マスタープランと調和する「土地利用に焦点を絞ったマスタープラン」で、生活利便や医療・福祉など、様々な関連計画と整合する必要があるものでございます。

次に、検討体制ですが、7月に庁内検討組織である「高槻市立地適正化計画検討委員会」を設置し、検討を始めたところでございます。今後は、適時、本審議会にもお諮りするほか、パブリックコメント等を通じて市民意見の聴取・反映を行うものでございます。

最後に、策定までのながれでございます。本年度は現状分析や課題整理などから、本計画の基本的な方針の決定を行い、来年度につきましては、都市機能誘導区域や居住誘導区域などについて検討し、パブリックコメントを経て決定する予定です。なお、居住誘導区域については、設定に向けた考え方を平成28年度に定め、より詳細な検討、市民への十分な説明に平成29年度から取り組み、平成30年度には具体の区域を定める予定でございます。

以上で報告事項1の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

報告事項2 都市計画道路網の見直しについて

【事務局】

それでは次に、報告事項2の都市計画道路網の見直しについて、説明させていただきます。

前回の本審議会では、都市計画道路見直し基本方針（素案）について、パブリックコメントを実施する旨をご報告させていただきましたが、

今年度から、本審議会にご参画いただいている委員の方もおられることから、都市計画道路の見直しに係る主な経過をはじめ、ご覧の5項目について、報告させていただきます。

最初に項目1の主な経過についてですが、平成24年3月に、大阪府より市域都市計画道路のうち、府決定路線の見直し素案が提示され、平成24年4月からは、府見直し素案について、大阪府と市が協議を開始しており、平成26年4月より、市が、市域全体の都市計画道路網の見直し検討に着手しております。

平成26年8月からは、市が、都市計画道路網等に係る庁内検討会議を開催し、平成26年11月に、都市計画道路見直し基本方針（素案）について、パブリックコメントを実施しました。その結果を踏まえ、平成27年1月に「高槻市都市計画道路見直し基本方針」を策定し、現在は、市が個別路線の評価と検討に着手しているところです。

次に、項目2の都市計画道路（大阪府決定）見直しの概要について、説明します。

まず、本市における都市計画道路の整備状況ですが、府・市を合わせた整備済み延長は、54.5キロメートル、約48%であり、北摂7市において、最低水準となっております。

このような中、本市に係る大阪府の見直し概要といたしましては、全18路線、延長39.9キロメートルに対して、廃止候補路線が、赤色で示す7路線、11.6キロメートル。青色が現時点で必要と判断された7路線、19.5キロメートル。黄色が概ね10年以内に再検討を要すると判断された2路線、6.5キロメートル。最後に緑色が市に移譲するとされた2路線、2.3キロメートル、となっております。

次に、項目 3 本市の取組状況について、説明いたします。

まず、本市の基本的な考え方ですが、前回の見直しから 10 年が経過し、適切な見直しを行うべき時期が到来している。今回の見直し検討においては、府・市決定の全路線を対象とする。見直しにあたっては、道路の形状や将来交通の見通し、費用対効果などの多様な視点から検討を行うこと、としています。

検討スケジュールですが、平成 26 年度は、見直し基本方針の検討を行い、その成果によりパブリックコメントを実施し、見直し基本方針を策定しています。

平成 27 年度は、見直し基本方針に基づき、各路線、区間ごとの評価を行い、最終見直し案の決定と公表を行います。

その後、平成 28 年度より、第 1 段階の見直しに取組む予定としております。

次に検討体制ですが、平成 26 年度より「高槻市都市計画道路網等に係る庁内検討会議」を設置し、庁内の関係各課に加え、交通・都市計画分野の学識経験者と、大阪府からもオブザーバーとして参加していただき、今年度も継続して、各種の検討を行ってまいります。

この検討会議ですが、昨年 8 月 20 日に第 1 回目を開催しており、費用対効果や、都市計画としての役割についてのご意見が出されたところです。

第 2 回目は 10 月に開催し、見直し基本方針(素案)の内容を中心に、ご意見をいただきました。

第 3 回目は 12 月に開催し、見直し基本方針のパブリックコメント結果について、ご意見をいただきました。

次に、項目 4 都市計画道路見直し基本方針のパブリックコメント実施結果について、説明いたします。

実施概要については、ご覧の通りとなっており、意見者数は 10 件、意見数は 11 件となっています。

結果の概要ですが、基本理念に関する意見として、環状幹線道路の早期整備と公共交通機能の充実についてが 1 件、個別路線に関する意見として、富田奈佐原線の都市計画の存続及び早期整備についてが 9 件、その他として、都市計画道路ではない、一般市道におけるご要望が 1 件あり、それぞれに市の考え方を提示し、対応方針としましては、原案通りに決定しております。

次に、見直し基本方針の概要を説明いたします。まず、都市機能上の必要性評価として、ご覧の 6 項目について評価を行います。

次に、交通処理能力の評価では、廃止や幅員などの変更による周辺道路への影響を検討します。

最後に、実現性の評価では、道路構造上の課題、費用対効果、整備に対する期待度や要望の有無、代替機能の検証などの視点から評価します。

そして、見直しパターンとして、存続候補、幅員等見直し候補、廃止候補路線に分類することとしております。

今後の取組予定についてですが、平成 27 年度は、個別路線の見直し検討を行い、今年度中に見直し最終案を決定する予定としております。ここで、廃止候補と分類された路線については、平成 28 年度より新名神供用の影響が少ない路線から、見直し手続きに着手する予定です。

今後は、個別路線の評価結果や、都市計画変更の手続き等について、この審議会に諮るよう考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

【会長】

ただ今、報告事項が2件ありましたが、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。はい、お願いいたします。

【委員C】

本市は、特に鉄道交通網に比して、道路交通網のぜい弱性が指摘されることも多くございまして、道路の整備は非常に重要だと認識しております。当然、都市計画道路につきましては、先程もありましたとおり、道路をさわるにあたって近隣の方々へ非常にご迷惑をかける部分があることは重々承知をしている上ではございますが、その方々に対する可能な限りの配慮、またそれに対する感謝や敬意というものを表するとともに、中長期的な、将来にわたって道路が非常に重要であるとの認識に立った都市計画を進めていただきたい。

それに対して大阪府や国がその部分に対する予算措置が厳しいということに関しましては、市としてもやはりしっかりと声を上げていく、まあ、それは当然、議会等も含めて支援していく取組をもって、将来高槻がですね、そうした便利な面をもっと強調できるよう、道路整備が進められるよう、そうした視点をもって声を上げていっていただきたい。それも議会として押していくという形で進めたいということを要望として申し上げたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

他にご意見・ご質問あるいは今おっしゃったようにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今回初めての方もいらっしゃいますので、ちょっとこの話について付け加えますと、立地適正化計画と都市計画道路の見直しというのは、実は非常に密接に関係している案件だという事ですね。

というのは日本の状況、特に都市計画の状況、まちづくりの状況というのが、人口がこれから減少していくのは皆さんもご承知のことと思いますが、その時にどういうまちをつくっていくかというのが非常に今、重要です。

その時の解決策、一つのまちづくりの方向として、コンパクトなまちづくりというものがあります。皆さん既にお聞きだと思いますが、中々実はコンパクトなまちづくりだけでは今住んでおられる方はどうするんや、という話もあるので、それに加えてネットワークを強化しよう、ネットワークとは交通軸ですね。それを上手く作り上げていくということがそれぞれ都市として重要なテーマとして挙げられている訳ですね。その一つの仕組みとして、立地適正化計画、今ご説明ありました内容とですね、それから都市計画道路をどうしていくのかというお話があります。

都市計画道路の話については長期未整備という問題がいつもついてまわるという訳ですね。お金が潤沢にあればかなりのものが出る訳ですけども、限られた財源を上手く使っていくことで道路を整備していく訳ですが、中々長い間未整備の道路がある。だからそれを見直していくのを、新しい目で見直していくのが大事になってくる訳です。

今回は見直しの視点として、コンパクトプラスネットワークということで未整備の都市計画道路、それからまちづくりの方向も合せて考えていこうということで、2つの話がセットで出てく

る事は高槻のこれからのまちづくりの考えていくうえで重要な事になると思います。引き続き、委員の皆さんに、こうした内容について見ていただき、ご意見を頂戴したいと考えておりますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

閉会

【会長】

以上で本日の案件については終了とのことでございます。

事務局の方でこれからの予定等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【事務局】

はい、本日はご審議並びに貴重なご意見、ありがとうございました。

本審議会の今後の予定でございますが、来年1月ごろに、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更並びに、北部大阪都市計画区域マスタープランの改定に関して、ご審議・ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、大変暑いところお集まりくださいましてありがとうございました。

以上をもちまして平成27年度第1回高槻市都市計画審議会を終了させていただきたいと思いません。皆さん、ありがとうございました。